

宮古市ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等支給事業

ひとり親家庭の方が就職の際に有利になり、生活の安定につながる資格を取得するときに、その資格取得のため養成機関で修業する期間に給付金を支給することで、生活の負担を軽減し資格取得を支援する制度です

※事前に相談をしないで修業を開始した場合、給付金は支給されませんのでご注意ください

☆資格を取得するために1年以上養成機関で修業する場合に、以下の給付金を支給します

★令和3年度中に修業を開始した場合、半年以上の修業で給付金を支給します

○修業期間中に支給される「高等職業訓練促進給付金」

○修了日の翌日以降に支給される「高等職業訓練修了支援給付金」

◆対象となる方

20歳未満の子どもを養育するひとり親家庭の母または父で、次の要件を全て満たす方

- 1 宮古市に住所がある方
- 2 児童扶養手当を受給している、または同等の所得水準にある方
- 3 養成機関において、1年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる方
- 4 就業又は育児と修業の両立が困難であると認められる方
- 5 原則として、過去に本給付金を受けたことがない方

◆対象となる資格

看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、美容師、社会福祉士、製菓衛生師、調理師等の国家資格

★令和3年度中に修業開始した場合、シスコシステムズ認定資格、LPI 認定資格等のデジタル分野等の民間資格も対象

◆給付金の支給額

	対象期間	支給額	
		市民税非課税世帯	市民税課税世帯
高等職業訓練促進給付金 (修業する期間の最後の1年)	修業期間の全期間(上限4年)	月額10万円 (月額14万円)	月額7万500円 (月額11万500円)
高等職業訓練修了支給給付金	修業期間修了後 1回	5万円	2万5,000円

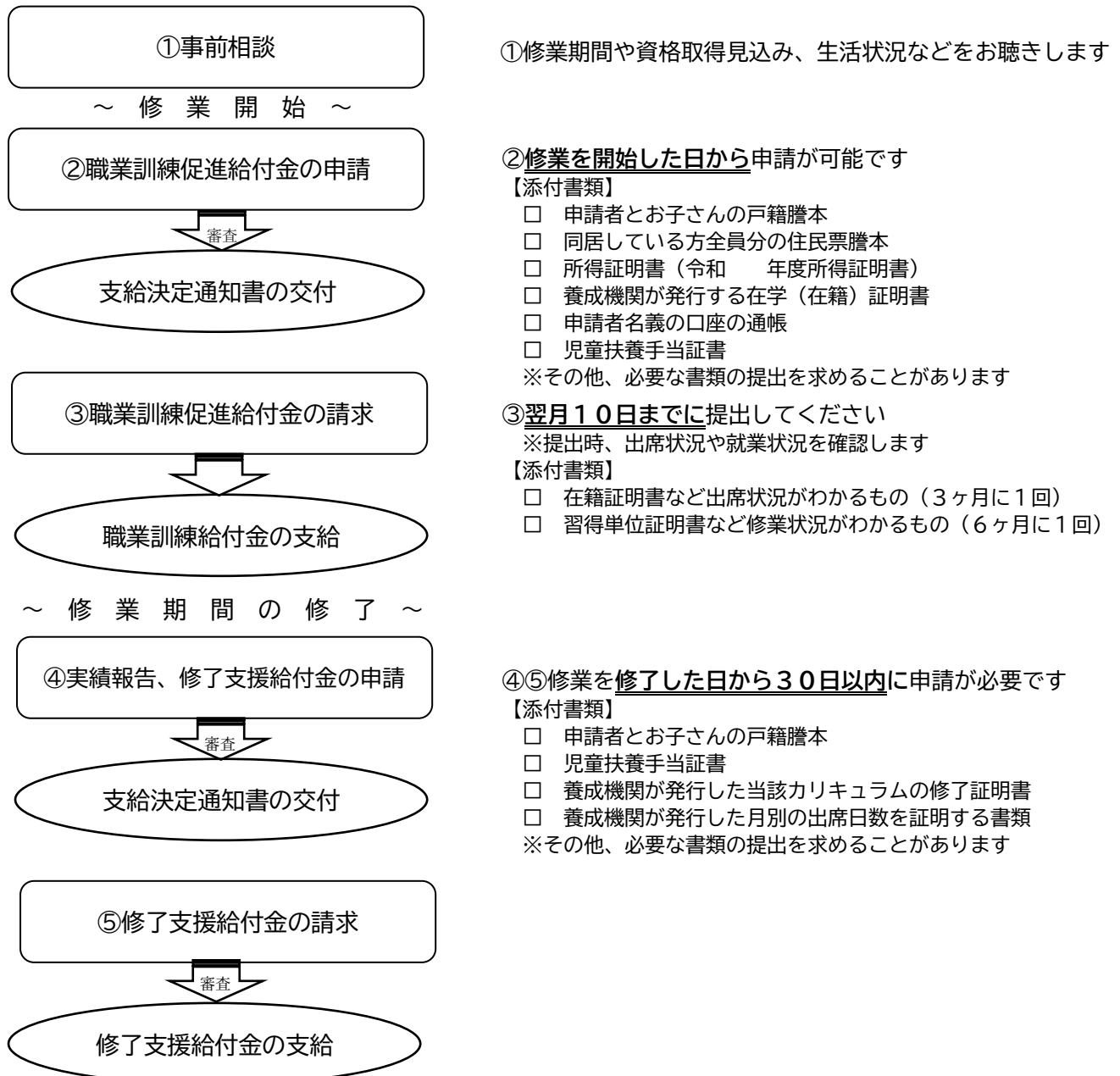
- 原則として申請のあった日の属する月から、月単位で口座振替により支給します。
(支給すべき事由が消滅した場合には、その日の属する月まで支給)
- 支給額は、申請者及び同居の家族全員の市民税課税状況(4~7月分は前年度、8~翌年3月分は当年度の課税状況)によって決定します。
- 准看護師養成機関修了後、引き続き看護師養成機関で修業する場合は、通算3年まで支給されます。
看護師養成機関入学後に再度申請が必要です。

◆留意事項

☆下記のいずれかに該当した場合は、受給資格の確認が必要となりますので速やかに届け出てください

- ひとり親家庭でなくなったとき(婚姻(事実婚含む)した、子を養育しなくなった、子が20歳になったなど)
- 修業をやめたとき
- 同居の世帯の状況に変化があったとき(転居した、同居している家族の増減があったなど)
- 同居の世帯の所得の状況に変化があったとき(所得更正を行ったなど)

◆支給までの流れ



お手続き・お問合せ・・・

宮古市こども課 子育て支援係

(代)0193-62-2111 (内線1316)

(直)0193-68-9084